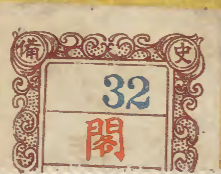


改正
補訂
地方凡例錄

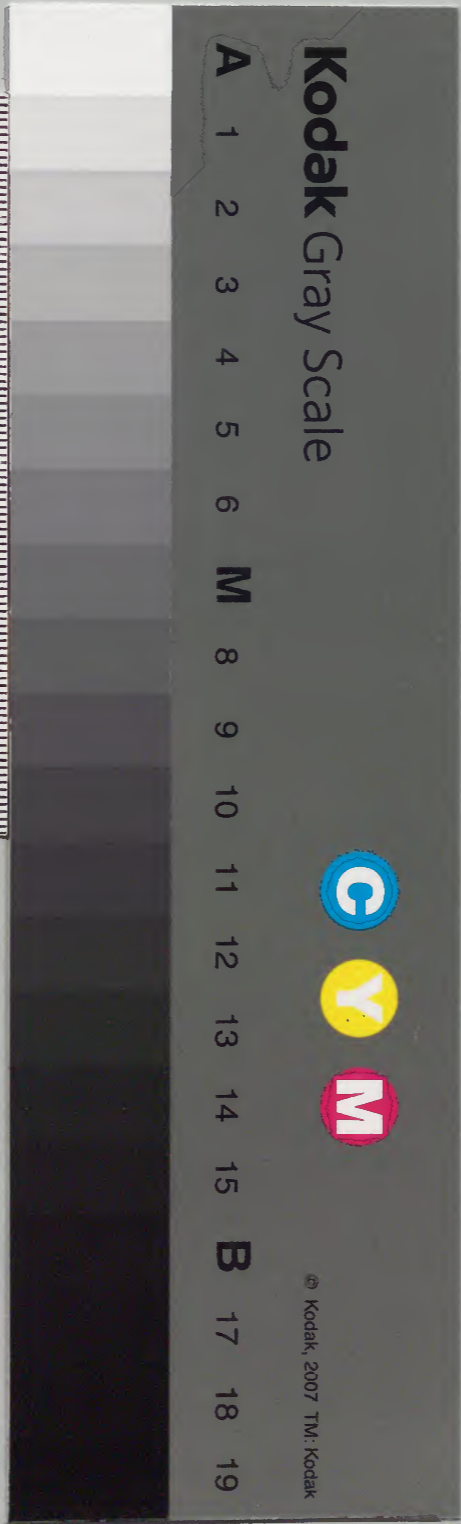
六上

庫	文	閣	內
八二函架	二〇冊	三二二八一號	和書類



內閣文庫	
番號	和 32281
冊數	20 (11)
函號	182 123

史一〇



関32

改正補訂地方凡例録卷之六上

高崎

大石久敬 著述

高内年々引之事

高の内引は年々引と連り引と二様あり年々引と云ハ人作りて拵へる

引物りて拵へるは陣屋敷郷蔵敷堤敷溝代道代などの其土地に入用よ

てよくて叶はざる場合は作物も仕付を年貢諸役も勤め古往今来起

返りて積蓄を成る地々年々引高は相立る分と取箇帳其外諸帳面

にも記し是を年々引と唱ふ尤も右年々引高は立つ品より起返さ

ば二限りするもよく候令が海端川邊に堤を築立置新田を仕立

しる処舊年より成又其堤外より新崩出来寂初の築る内の堤へ不用よ

高内年々引

成よ付其土と外運ひて新堤を築立其跡へ田畑を為し起返せしむも
わろ入を古来ハ陣屋のりれども當時不用よ付之を潰し敷地開發せ
たるともわろ然とれハ限りて起返せしむると云第ハあれたるつら
入用よ付て高内の地所を入作と以て態と拵へる引物ゆへ先づ年々
起返せしむる分と立るてわろ此類ハ其品多く書尽しごとく只其二を
挙て左に記せり

一 地不足引

是ハ山崩き又ハ堤切入石砂利等大分押込で一村賣地し土地悪く成り
古検の石盛りて年貢上納と成りては付新検と願出で検地と入を石
盛下きハ古高より減る候ハ古高ハ十五の盛りて拾町歩の田地百五
拾石は當る処新検ハ十二の盛り成り百廿石とあれハ反別ハ古高の通

拾町歩のりても三拾石丈の地所ハるは地不足よあり又古来ハ入
も少く田地肥等も成りて遠所山方等も荒し作りまふし隣郷山
續の所もどハ他村へ奪ひとる幸の様より置新検と願て検地
を請まハ自ら元来の地所ハ不足とる類もわろ或ハ百年二百年以前ハ
山境もどハ不分明の処多きゆへ作毛生立ざる場所も検地の節繩を受
て高に結び置る類も追々取箇も進み作毛と仕付ざる場所も辨納
せらるてわろ難く新検を請まハ夫を丈の地所不足よ成る勿論古高の内
海成川成池成等もありて以後検地と入を元高不足とる類もど
を總て地不足引と立るとわろ此等の地不足よ付てハ色々の誤り
いへども往古ハ如何様の筋も地不足よ成るを後世よてハ誤り知
まハ高の内引と成て居る類ハ間わるとわろ

一 無地高引

無地高引前条の記をどうも古来四木其外小物成の類と高引結び本途の内に入らるものなり是の高の内引は立ては割付等と村高の脇書は何程無地高と記し置くと又別は石盛と掛出する高は夫を丈の高余計に成る此類の無地高の年貢とく別は出さず本途の内は籠り居るは村筒様の村の土地の位より高免あり又古検の村方へ新検を入る何ぞ子細りて石盛の下をどうも又別は格別の増減もあらず併し高引減せらるる付石盛違ひて減せらる丈の高と無地高と記し高の内引は立らるる此無地高の右の地不足同様とて一事両名あるものなり

一 石盛違引

是は右同然とて古検の村方へ新検を入る記をどうも石盛下をば生高と

古高より減せらるる付減せらる丈の高と石盛違と唱へ高の内引は成る勿論地不足無地高石盛違の分の古検新検石盛の差にて引は立らるる何れも同然なれども各自其節附次等付村は依り名目の替りあり又田畑成の場所を仮令バ田の石盛は拾取畑成といハの盛はあまは四ツ石盛下りくる差ひ丈と石盛違と唱へ高の内引は立らるるなり是と石間引と唱へて引は記をどうもなり

一 石間引

是は前條の記を如何に田方の内賣地し用水掛らるる又古来田受の場所もも當時田成難年々畑作は付る筒様を出入田の高と受て年貢を納めては仕當り引合はるる由て田畑成を願出るとはなれは穿鑿と透け跡田成難き地所は決まれば畑成より相應の石盛

文正七下川原 卷之六

又附替る候令バ田の盛十二あるも畑も成てハツよふねバ四ノ文の
石盛下り田と畑の間の石盛違より出て引よ立ゆへ石間引と唱へ高の
内引よ立る尤も田畑成石盛違引と名目を出さるゆへ何事も一事兩名
あり

一 甲州郡内領ハ田畑とも米取の処室永年中富山焼く節甲焼石埋
り畑も成る場処多きゆへは田畑の石盛も違ひ成り此分と石間
引と云之ハ厘と居へて高より引く法あり其の積地成り本高成
べき筈あると古代より右の通りの仕来り本高と云ふ高の内引よ
成し置く心も外国マの田畑成とい違ひ引方の仕出しハ左のごとし

高壹石五斗

上田壹反歩

石盛十五 厘五ツ取

内五畝歩

畑成

此分米五斗

石盛十

厘五ツ

外は高貳斗五升

石間引

残五畝歩

毛付

此分米七斗五升

右の通り仕出しく引方を立るとあり

一 田畑成引

是ハ古来ハ田請の場処あれども當今ハ用水兼兼て稻作ハ仕付ぐ
年々畑作と仕付る外厘取の村方ハ田畑同免しく石盛の高下を以て
取米の多少なるゆへ此村々々田の年貢を納ると難儀ハ付之と畑成
願出ると此ハ田作々決くと成難き地所々々馬と吟味の上弥稻作成

ぐうたは決定せぬ畑成は申付石盛と下げ遣と仮令上田の石盛十二
上畑の盛ハ入ツと四ツの差ひつり上田壹及高壹石貳斗五ツの免は
て取米六斗上畑の高八斗同免とて取米四斗差引貳斗の差ひつり此高
四斗と高の内引は立て残高は五ツの免と兼どれハ取米の内貳斗減ぢ
る則ち田畑成引の減米も關東取取の分ハ田ハ米取畑ハ永取と付高
の内引は及む谷田の反別と直は畑の反別は直せば永取と成り自ら
取米下るてつり尤も關東へよみて反取の内にも私領等ハ前より
り厘取の村方もつり下総海上郡銚子領ハ厘取りと田畑打込上中下平
均同免の米取ゆへは石盛の高下は随と取米の多少つりよ由て田畑成
引のつり村方も多し又田畑作と仕付るとも畑草木綿麻紅花藍の類
或ハ瓜茄子等の野菜類と作るハ勝手作ゆへ仮令用水の掛り悪き田

は作るとも畑成引は及む谷又大豆小豆粟黍稗蕎麥等の類を作る
ハ実と據ふく仕付る畑作は付畑成引は立るとも又國より二四年
目は一度充畑は致さるるハ稲作の出来悪しきもつりて畑作と仕付
る年もつり是ハ勝手作同然と畑成はハあふ故は畑成と願ひ出る
とも作る物并に土地の様子と亂し容易ハ申付さるてつり前条の石
盛遠引ハ石間引と同然とれども村方より其名目違ひて別物の様は
関るゆへ夫々名目と出し記さるのあり

一 竿違引

是ハ大抵して無き引物あり檢地の節繩の間敷と筭へ違ひつり竿
の打違ひつり又野帳附違ひ等のつりして不穿鑿とて其終は反別と
極め免石盛等も同項とて村高も締り檢地帳も渡りし上りて地主共銘

この地所帳面を引合せ見れば帳面辻より格別狭き田地あり依り
内改を為し見ると豎横間敷別相違あり其誤を願出て再改を
成す違ひは相違なし然れども家早一村高小縮りたる上は檢地帳仕立
直しも成がくぐれは是非なく冠高ふし高の内引より立ると竿違引
と云て年貢諸役の勤め欠とワへども國役金其外惣高は掛る品は除き
難し右体の田地所持の百姓の承この不運あり勿論檢地の条下は記を
如く檢地の民家未代の豊窮は掛るては人役人も大勢出て悉く念を入
るは右体の正八万々一もあつてあれども稀に此様あるものあり
村方も何れ又前条に著し古檢の村方へ新檢を入り子細ありて石盛
下り古高より減れば高の内引より為し無地高或は石盛違引と記を
あれども是等の類は檢地竿違引と記する村方も間より有るものあり

併し是を竿違引とい申し難うらぐまきとあり

一陣屋敷引

是ハ代官領土地頭の役人相詰り用事を取扱ひ役所より始めて陣屋を
立るとは料所伺の上高の内引より成る領土地頭より高の内引より致
を私領の分の陣屋敷りとも國役金の領土地頭より納むれども始めて建
るとは田畑とも其地主よりしては其村並の地代金と地主へ取せ
て取立るとなり若陣屋不用は成積をとりたる敷地を元地主へ相立
の地代金と納めさせ返し遣はし村並の年貢に附る若元地主退轉し
て請取れた者あたるとは其村百姓の内して開発を望むものへ地代を
金納させ銀下年奉と極く開発を申付る又元來空地のりを見立て陣屋
と取立を敷地引なく無年貢あり扱又無城の諸侯方或は交代寄合等

の館舎とも陣屋と云ふは是ハ城地同然して元來除地ニ成居るニ付
高の内引の沙汰ニ及むハ拜領の土地あり然るも在所ニ旗本衆大
名ニ成て新規ニ陣屋と田畑ニ潰して取立まハ拜領高ニ減るニ成
ぐらく依て高の内引ニ立るあり又園東料所の内ニハ前々用水方等
付普請復の諸ノ陣屋も亦私領も亦普請役人諸男等と村方ニ建
置く是等も陣屋と唱へ高の内引ニ成りたり或ハ役屋敷引中々唱へ
るもあり

一 郷藏敷引

是々年貢米と津出をりて諸置ノ藏あり村ニ在り高の内引ニ成る
郷藏ハ村居の内ニ村多分ハ畑地ニ建る又明屋敷等ハ屋敷ニ立
るニ依り先づハ男方ハ郷藏屋敷引ハ稀あり新ニ建るハ地代

全々村中より出し家作入用を料所をを下り私領ハ領主地頭より出
を修復も同然あり村より前より郷藏敷引ありて名主土蔵も入
る仕来りの村も亦り又郷藏も津出の節ハ名主の展取立て直津
出しある村方ハ稀ニあり

一 神田引

村ニ鎮守の社地等ハ大方除地するて雖ハ検地以後古來訳りて社
地ニつて願の上高の内引ニ成り或ハ祭田として田畑と神社ニ附置き
氏子の内の名主並頭百姓家柄も五六人拾人程祭礼ニ携りる者極り
有て是を神課と唱ふる所あり其内ニ壺人充黨本とて其年の祭礼
等ニ引請世話とありりの所右祭田も其者引請て耕作し祭事入用と
遣人の地主あり年々黨本の者交る々進退りて年貢諸役ハ高の内

引は相立りたり又新田新開等成就の爲め神社へ祈願と筆田池と附
け検地の節は除き芋より願ふべきは世に至り物敷事等有
るはと検地と請け高は結ひ高の内引は相立る類はなり右古
田の社地祭田等へ古来より多と新規願ひ高内引は致し入容易
の成りたりたり

一 神佛免引

是は除地りくとあり村高の内引は依令ハ八幡免天神免荒神免観音免
阿弥院免薬師免などして五畝三畝充社地堂下并は田畑或は堂社をふ
くとも神佛の森等の地面を古来検地の節より寺又は社人持りたり総
村持りたり高の内引は成り割付帳等は何免引と記したり

一 伊勢屋敷引

是は稀なりりして伊勢師の家来は被持参りて在廻りの時旅宿の
爲め家と建置き敷地年貢へ古来より高の内引は成居る村はなり又村
中より年貢の辨納し高の内引はありたり或は空地と見立て
屋敷と取立置き検地の節見捨地は成る分も有り尤も伊勢屋敷の村
々先づと少く多分ハ師宿ハ百姓の家よりりて村方多し石の類ハ
伊勢屋敷に限らば前より引付りて高の内引は相立る外も有り
たり

一 寺屋敷引

是は私領方りと依令ハ池川河原野池寺と総村の申合せりて新開願
ひ地頭の爲はありとて拵へ其内三分一五分一と寺屋敷ありたり
様願ひ一紗は検地と請け寺屋敷ハ高の内引は立る尤も高の内引

なまらていよりしうぐんとい雖も由緒なるを寺は黒印除地等と遣るべ
この成難く筆除を致し置ても赤世如何様の妨りくべきや計り難き
ゆへに高の内引は致さるなり右体の所ハ料所も成ても古来の引付は
任せて引置くてなり又地頭の由緒の寺もいへ田畑山林等と寄附し
高の内引は立るも有り又古跡同然の寺地なりと之を檢地の時分除地
よも為るべき処除地と云い重きてて格別の由緒あつて成難きと
ゆへに村高を入置て然るも古跡の事おれは年貢と付るも如何に付
高の内引はして寺屋敷と云名目して引置あり勿論古代の新地の寺院
寺号寺と取立るとなりしぐ元禄度以来新寺の申とも及び古き寺号
計りゆると新地は取立るといへ前々在来の外の寺院は勿論庵室より
とも新規に取立る候停止し成るる近年は引寺も容易に成難し依て

を私領するも右体の寺屋敷引等と當時新に引は立るといふて
相成らばなり

一 堤敷引

是は古代檢地以前の堤多れば檢地の節濶外は除き置るゆへに敷地引
よも及ぶされとも檢地以後新堤と高の内は地所は築立ると付ては高
の内引は成る又出水等と堤切入深堀は成り元の場所へ築きかゝり
堤と内へ引き田畑を漬して築き致し在来の堤小くして危きゆへに内腹
付致し敷地を廣げる節田畑漬き又は社古ハ川底深く岸高く堤はあ
ても相消する処年々川底埋り漸くは浅くなり岸潰れとて當時堤はあ
りては洪水の節水溢る田畑の圃は成り難き類とて何を願の上吟味
とて堤を築き立高の内引は立るとなり

改正地方凡例 卷之六上

一 道代引

是を檢地以前の道に繩除き成てあるところ敷地引及ぶればとも
檢地以後認めらる田畑の内へ新道と立又ハ在米の道幅狭く立添等々
ふたつを願の上道代引と立るより併し古道と廢し新道と立るよ
う差障の有無等と為し札の上據るた筋をねハ新道と申付るに雖
も容易よ成り難きより扱又畑地新屋敷と相願ひ屋敷へ通行の道
と立る分ハ高の内引とを多し道敷の潰れ地とも年貢ハ辨納する定
例あり

一 江折敷引

是ハ用器水堀等の溝の高縁と小土手と築くべし左右の田地へ水
と押し込む水除の小土手と築くは高の内への地所をねハ敷地引
けは立るより是ハ江折敷とも土手敷引とも云檢地以前より有る處
を繩外除地の場外より

一 溜井敷引

是を用水溜池空地又山間より大溜湖水同然の場処三方を山或ハ高丘
より田地の方の一方へ堤を築き谷の水を集めて用水溜とあるハ敷
地引と有る様ふし又田地の内清水等涌出て地低く水溜り又ハ所
々の田の用水等落溜る場処或ハ山間の谷田等何より水溜場とて田作
出来兼ねる田方と総村申合せく四方へ小土手と築立新溜り又仕立村中
又ハ耕地限り多分の用水と成るより年貢地より願の上溜池
と仕立るとあり之を村方助成の筋ゆへ田地と潰し水溜と致す寸高の
内引と立る是を古米在来りとも限らぬ當時村中の勝手と以て願ふ時

改正地方凡例 卷之六上

を見分給米の上新規より申付たりなり
一 地溜と云ふは是れ用水の掛り少く天水場同然りと堰筋もふく
田方の内引通しの場合と水元近き田地より段々水と留め次第に植付
るゆへ早敷年より水未の分の植付成難き所なり箇様の土地を河を
片毛作のゆへあるは付稻作を取揚て後日水を落し用水入用の時節
至り右の手段は致さるゆへ水未の田は年々免角水不足して百姓難儀は
及ぶ右休の田地も惣百姓申合せ中程の田方四方の畔々音請して小土
手同然に築立冬春の間右の田は水と溜置き植付時に至るは其場処
より水の方へ其溜水と引て早く植付夫より上を用水樹り有るは故
水未場の田地に植付次第溜置する水と切落して其田に植付るは水
の場処も用水不足ありて植付差支へふは箇様の儀は村役人とも厚

く心を用ひ世語りてさぐりては百姓ども自分勝手のも申立調へ難き
ものあり之は地溜と云ふ其土地の模様よりして仕立るはなり是等の
敷地引等へあるは下付村柄より音請入用等と地頭より手當致し
仕立なれてはなり

一 井堰敷溝敷引

是を溜井より用水と引取り又ハ川と谷水等と田地へ掛る用水溝の堰
筋と井堰とも用水溝とも堰ともおあり之は検地以前の場処あるは繩
除きおれらる検地の以後田地の内へ掘割と仕立るは高の内引と立
るはなり

一 溝代引

是を右同断の用水溝と掘割より他村の田畑と掘割らるる用水

引難き場所の是は其村相談の上年貢米并に作徳米等と掘割に成る
村方へ差遣を是は井料米又水代米と云此分ハ百姓内損致せ
るに謂ふは是れとゆへ居村高と引方と願ひ高内引に立てる又居村まで
も新規の溝敷等の前条の通引とついで地主の作徳米損失に成る
付其分と溝敷の外は引立る類は是等と溝代引と云溝敷堰敷との
少し誤の違ふてるへ名目も違ひ別口より出るなり尤も右井料米水代米
等と地頭より下は是れ村方の溝代と引立る及ばざるあり

一 悪水堀敷引

是を田地に溜水深くして水落るの作毛水腐に成るる又ハ城下その他
町場等と水より水冠り等と成るる有と云ハ水吐の為め江堀を立て
悪水と落水難と通る堀敷あり前々在来の空地に格別新規に仕立る

分ハ高内の地所あるを願て吟味の上高の内引に立るあり

一 堀田敷引

是を稀はるる工よて水田湿地の類とて田場一面に稲作を仕付るハ水
腐しく作毛生立ざる所ハ島田と掘上げ飛は畑は少き村より田方の内
方よあると云の類は田の内と掘上げ畔と立て掘上する高より稲作に
仕付掘たる跡を水溜り成り仕付成るる此等の検地の節田方一面
は縄を請は堀の分ハ反別と改り高の内引に立る右の類常陸辺は多し
是等ハ総て深田天水場の内は稀はるるなり

右年々引の類此外國と所々何程も名目多くありんばまことにそれども悉く
記すは違はるる只年々引連々引の趣意と分る為は其一二の例を挙げて記
すとのと

大正十一年三月三日
大正十一年三月三日
大正十一年三月三日

一 高内連々引之事

附損地改方并定免内損地引方之事 一作引之事

前記を以て高の内引の年々連々の二様あり連々引と云ふ天愛地
狭く山崩も川欠池成石砂入等成り人カを及し金銀を用ひるに起
返るべき分より取箇帳郷帳其外諸帳面等連々起返るべき引高の
分と記すと連々引と云右の内より海成大池成大石入等ハ何程金
銀と入人夫と掛りて起返るべき仕方しとワレども入用の為
拵へたる引物とてをふく天地自然と出来たる損地ゆへ人カハ及む
ざるにあらざる天愛を以て又元の地所成るべきとも知るゆへ起
返るべき引物の内に入高内引に致し置くとすなり

一 永荒場引

大風雨洪水は付堤切き又岸崩を田畑屋敷も大石押入大沼大池も成
り石砂利深砂入り或ハ大地震等より山崩も山砂洪水津浪等有て地
所愛地し人カを以てハ連々起返し給ふに永荒の名目より高内引に
致し置くとすなり

一 荒場引

是ハ其村開闢のとき又ハ新田開発中より節元来の荒場と不吟味と
上地と大概に見るゆへ檢地と請け未々作生立ど仕付たり肥土代手
間代の入用掛りたる程出来立りて年貢と上納しとる百姓貴き成
り付是非あり連々荒地と成ると願の上高の内引に立る地所あり之
を永荒場同様とすといつども少シの意味遠るゆへ名目と替へ置くと
あり

一 荒地引

是も菜場同様多しと一且も田畑は仕付相應は取箇も付る処種々の災殃も愛地し地果も悪く成り作毛仕付難きや或は村方連々困窮し他所へ奉公等も出で又ハ流行病等も大勢死去の者有て着る百姓多く其上元來仕當は合はざる地多し小作人もあく夜令土地宜しき処も村中の人少く他村より家寄りく作手あく又ハ村居遠き谷田等も猪鹿の防ぎ手も及び兼彼是自り荒地も成る類と荒地引と云あり

一 浪欠引

是ハ海邊の田地は除堤或ハ乱杭等ゆりし処風雨高浪よく久入築立成ぐらよ由て地内の方へ引き入て浪困ひ等と致し反別減じらる分

と云てよて之も高の内引も立るあり

一 川成引

是ハ洪水の節田地悉く押抜け川は成り或ハ堤切を入り切河の方水勢強く本川は干上り切口深く掘り水留等叶ひがく自然と新川出来川筋違ひる分又ハ堤切河深掘りて元の所へ堤を築立ぐら田畑の内へ堤と引き堤外の田地を川に成る類も亦高の内引も立るあり

一 池成引

是ハ出水の池堤切を入り田畑の内深掘池に成り急埋立起返し等も成難きハ池成引も立るあり

一 淵成引

是ハ右同断大川筋水當強く高内の地河川成川欠も成り数拾丈の深掘

その底も知れず自然と崩れ成ると決成引と云て高の内引も成ると
あり

一 川欠引

是ハ堤等欠込と或ハ田畑の畔岸大雨等の節川筋掘筋等へ欠込と云
と云川成も同様あれども川は成ると云ふのでなく川内へ欠崩を
田畑潰さると云川欠引と云あり

一 山崩引

是ハ大雨又ハ地震等と云山崩を落ら洞抜等たりと田畑の内ハ大石
小石押入砂押埋潰を地へ成ると云分と山崩引と云あり

一 石砂入引

是ハ洪水と云堤切ハ川マの石砂田畑へ押込と云谷川山川等大雨の

節水溢を砂利走り込と潰を地へ成ると云人

一 石置引

是ハ谷川山沢へ連り砂利流を込み川底高く成り付き両縁の土手と次
第に高くして田畑の地低くと屋の棟川もく唱ふる類大雨出水等の
節大石流を田畑へ押込と人力を以てハ取除ぐと其後差置敷
地潰を成り又ハ石砂入の田畑を起返ると石砂の除場近所は空
地なくと云據る田畑の内は積立て石塚より置敷敷地等の石置
引と唱へ高の内引も成ると云

一 押掘引

是ハ堤の切口田地の内押掘も成り又ハ川筋筋筋と風雨の節水溢
を水勢強く所掘を入り水溜りも成て急に起返し難き分ハ押掘引と

唱へ高の内引し成るなり

一土取場引

是ハ堤音請道音請寺の節土と取ると成る大け堤外附洲又ハ原地野地等の空地より取るとあれども箇様の空地遠方よりハ人足掛く多く取入ぐく又近所ハ空地ありと標ある高内の地所と積し土取場は致しふる跡池の様成り作付成るた分を年貢と免し高内引は致し勿論地主田畑は離れ難儀ありハ地代金等ハ村中より償て差出さるり又ハ其者の圍は成る堤等とと地代の沙汰及ハ引高計りとり取らり何れも是等を地頭より年貢と引遣ふは付他ハ地代金等渡り及ハハ扱亦近辺ハ地面高く用水兼煮る田方等ゆきハ作り土と除き置き底土の高位とに加減し取遣し其上は作り土を入ると元

の田より又ハ畑地水掛り場処とも右の通りと田成る致さるり箇様の地主の勝手とあり土取場ハ引けと立てハ村役人地主相對しと取計とあり

一土置場引

是を洪水の節砂泥田畑ハ大分押込と取除とてハ田作成るた処とつんどり近所へ出し置へき空地もあく泥土と田畑の内ハ塚のやうな積り立置た敷地高の内引し成る尤も小砂泥土等畑も成るべき土亦らど田の内は並とよく積るハ其場処と畑は仕立る此土置場の分ハ畑もあまら高の内引しと及ハハ整下年季ととも立て田畑成るも致

一野地成引

是を田地の内の低く通り少く雨天くても水溜り又は近所の用水落
 集り或は大池等の際の際の地低く折り池水溢き入り適く稲作を仕付て
 も水腐り成る地所は年貢を辨納し作徳り多し自ら作らば成り葎
 真菰生へ込と田作成りたれ分を野地成引し立るなり尤も葎真菰等
 の用立場処あり葎真菰年貢を少く申付高の内引よを及ぶなり
 一冷水場引
 是を田方の内冷水涌出土地冷へ稲作を仕付ても青立り成り実無り
 まき場処より年々種肥し損り成り耕作成り上田と願ひ出さば見分
 吟味の上高内引し立る尤も多し地の所を往古検地の節高し入るに
 謂を申しとて土地を妻地りるものよ付往古を可也よ付付相成る
 場処より高し結びると見へ後年より水掛りも衰へ土地の様違

ひ上田も下田も成り或は薄地も熟地と成ると年久しき内よを色々妻地
 置くものあり
 右連引の類此外其國具所より種々有べけれども荒増を筆で記し
 置くものあり
 一損地改方のごとく都て高内引の儀を年々引とす連引とす村方より願
 ひ出さるるを能く穿鑿の上引物は立る一別々年々引し成る類々
 往く起迄さる儀は村容易よを免し難し然りとつれども其訳相立引
 方よ成る品は年貢を辨納をさす謂をへ曾て多たると付薦吟味し
 勘辨の上據る品を年貢の損失を厭ふ高内引し立べ連引り天
 地の変災より年々なり是以て反別改方等念を入る川又山崩
 と押掘砂石入等の損地たるを成願ひ出るとたを損地とも形の残て

改正地名簿金 卷之六

りる分を其坪は竿々入を残地の及別も改べし仮令が水帳名前帳の面
壹又歩の坪と両方改の上壹又三畝歩を三割の余歩ある付損地
の坪壹畝拾歩を拾歩の余歩として壹畝歩の引よ立るとなり是過
も其損地の左右山野原つづまう河原等より元及別は増減計り難き分
を近邊検地の俵の田坪は竿々入を改め其余歩を以て損地の余歩を准
おとぐまてなり又川原等より向ふ當る損地を又とる地所の改めも成
難き分は残地を改め其及別は村立の余歩を加へ差引損地の及別を極
るてなり先づ損地願ひと出るに村方より小前帳と出さず水帳名
寄帳等も突合せ元及別を改め検地場所より小前帳通り建札と致さず帳
面と札と引合せ改むなり其村定免年季の内の損地あれば小前持高
拾分一は當る損地を年季内より其年より引けよ立て拾分一は當

らゆり分々年季内は百姓内損へ成り切替の節中を起返さざるは切替
の砌り引けよ立ると又検見村をれど検見以前の損地を改め其年より引
よ立ると検見以後の損地を翌年より引く定法あり又年々引よ立ると溜
井敷堰敷道敷堤敷等も定免検見の差別あり願ひ出さるとは一畝合を
萬と吟味し場処見分の上課を筋を其年より引けよ立ると前書の
通り及別は竿々入と余歩等を加へ改む定法より格別の大検地より又
々村方小前帳の仕立方等不直不埒の筋も相見るとは定法通り手
抜く嚴重に改め又少しの損地は村役人改め方正直より帳面建札等
仕立方不埒の筋もふたれど小前帳は地所引合せ廣狭目分量より見積
り仮令が或畝歩の川尺砂入と書出さる分地所狭く見ゆと点検して
壹畝拾五歩より致さるべき旨場所より村役人地主押合を畝歩と見積

改正地名簿金 卷之六 村役人地主押合を畝歩と見積

損地の反別と極るにあり

一 一作引と云々風水旱虫の難に立毛と損毛見分と願出見分の上皆無るれど其年一箇年の引は立ると一作引と小當引と小去右の外は何ぞ大造成音請りつと小小屋掛等を空地ありて操るく田畑の内は取建その年一作仕付がく潰と込と地あるは又一作引は致をこもろり又洪水等しく五寸三寸の薄砂泥置損毛及び取除をく作付成りて或は猪鹿は喰荒さると又水田の所を鷹鴨の喰荒さる分を見か吟味の上其年を損毛と相違ふるれど取箇の付難と一箇年引は立て翌年々作毛と仕付る分は是又一作引は相立るとあり

井料米水代米之事

是々他村の田地と此方の用水の為めは相對を以て掘割り井筋堰溝等

を立て潰地を成る節潰地相應程の地代と一々年々米々々金銀も相對次第先村へ渡し違を之と井料米と水代米と云々又新田等出来し用水の為め古田の内潰地を成る分々地頭より米金下る又々相應の地代渡るともろり或は古田の用水百姓勝手と以て願出潰地を成りける分々村方より代米金を差出るとあり

悪水落口代之事

是々悪水落口筋を立るとは他村の地面を掘通さくを叶はざりて高内の田畑を勿論高外の地所さくも村方相對の上地子年貢を遣はく掘通をろり用悪水の違ひ追りて井料米水代米同様あり若し数箇村よかる大造の悪水落等と多分の潰地等ろり節を官又は地頭へ相願ひ敷地年貢引方下さるるともろりあり

一見立新田十分一被下之事

代官支配所の内又を支配外にても海川野原寺の新田畑は相成るに場
所を見立古田一障りの有無等々も穿鑿と速げ外の障りも是に於て々
新開と相伺ひ整下年季明年貢上納の年より見立る代官へ一生物成
十分一充下する定法に成る尤も當時と代官に限らぬ勘定役普請役等
より見立新田に致せども是又一生十分一下する代官手代見立相願ひ
ても十分一下さるるをとりて先年會田伊右衛門支配所にて見立新
田取立十分一下さるる近例より右代官へ十分一下されし儀を何頃
より始りたるや知れぬ尤も享保八卯年新田十分一の儀は付勘定奉行
より左の通り伺書より其頃より政道諸事改革よりし付此頃より始
りたるより有るを詳しむるに都て新田畑を取立るを宜きこと

ワレども古田畑の林場等の障りを能く相糾きんて唯地方の増の
と功の様は心得不吟味しく取立てを後年より害に成と多し若林場
等不足し古田畑の妨り成り或は地景宜しうは新田を高入は致し
も年貢作徳も多し是是非非作り荒し冠り高と成り未代逆村方の
煩を引出せとも有り十分一下するとのこの徳分を始終の國益の可否
と考へて容易に新田を取立るとの宜しうは有り

享保五子年五月代官へ品々書付出る箇条の内書抜

一 新田出来の儀を宜きことより其外の害は不成処へ申付らる可然し
大概古田畑或は林場等の障り成り度有之儀は各条在様ある
所を可為無用事

同八卯年十一月勘定奉行衆より申上の書付

新田開発為仕代官ハ取箇の内分一被下儀奉祠外其身一
代十分二可被下旨先達て被仰渡小就夫小宮山全之進支配所小金佐
倉新田場の内當卯年より少くは物成相納る間此納分の十分一先づ
當年より可被下筋奉存終て代官見立相伺開発仕立新田の
分々右の通り取箇付其年より多少に限ら分十分一可被下儀
奉存外請負人申付て開発為仕新田ハ物成残ら分上納
仕其所の代官へも十分一被下間敷候ハ坐依之申上以上

卯十一月

御代官申立致開発新田も十分一代官へ被下外願人申立致開
発新田も十分一代官へ被下可然哉存寄可申上旨奉承知外願
人新田の儀申出ても代官障り不申付て為とも可然も坐依へ

共願人共申出て致開発新田迄悉く十分一代官へ被下儀大
分の儀上坐有べく其上自身見立伺寄骨折れも十分一被下外
願人申立自分少しも無世話りても十分一被下儀を自分見立情出
し儀薄く坐有ぶ我々奉存新田成就致し取立納等仕儀
其代り白米被下間支配所増地被仰付同意も坐願人申出
開発の新田も代官へ十分一不被下可然奉存以上

卯十一月

一 田高五分以上損毛高掛り物免除之事

附取米五分以上損毛諸拜借之事

一 箇年免除之事

檢見取の村并定免破免の節皆無高多く田高五分以上の損毛は當
を三役免除相成る古米を引故檢見付檢見合不足の分は高直し

田高にて引立り付田高は相つて取米五分以上の損毛のときと
三役免除に成り来りたる処色取検査始り合不足ハ検査引立り米
一々減じ皆無高計り引高は来りし処以後は田高五分以上の損毛は
當りたる年々三役免除に成り取米五分以上の損毛をれを諸拜借の類
一箇年年延免除申付る定法あり

明和元年代官辻源五郎へ尋ふ付申立小書付左の通り

覚

水旱損毛の年高掛り物免除相伺後前々損毛出米劣り合不足の
取米五分以上の破免引方相立り村方三役高掛り物免除相伺以外
當時の田高より五分以上損毛の村方高掛り物免除被仰付儀は
坐小以上

申九月

辻源五郎

一五里外駄賃之事

年貢米津出しの節船積河岸より村方より五里内の駄賃船賃は百姓役
一々差出し五里外の駄賃は壹里貳俵附壹駄廿四文宛里数よかけ地
頭より出を定法あり

一郷蔵詰米火災定法之事

年貢米郷蔵詰に成りたる節若し火災より焼失せし節を領主地頭役人米
と改め請取の封印は米焼失をれを領主地頭の損失に成り役人の改
め済を百姓より名主村役人受取納め置き米を改めと請ぎる分を百姓
の損失に成りて年貢ハ別段に納る定法あり又郷蔵のあり村方より名
主蔵庭寺に積置し米より右に准じて取計あり

五里外小大食取成

一 夫食實種實之事

附肥代貸方之事

延賣實之事

夫食實種實へ常例のよきなりと雖も凶年饑歳より棄つるもの
第一あり古人愛と常と制とを去てハ豫め備へしむる民と移し粟と
移をそと和漢とも有てて是政の要務ハ掛むんを多く凡そ
飢饉の兆と智る人々夏の中は最早見及び七八月より極めて見の
るものなれど農氏の食と儉約せしむべし愚夫愚婦ハ差掛りたるもの
みよ拘り遠き慮りもよく不虞の備へむ掛むるものなれば官吏ハ
て用ひ飢饉の兆頭をねが下吏庄官へ命じ夏の内より夫食の備へむ
掛る後村へ深切に世話のつくて役人なる者の要務より叔蕪菁と多
く蒔付きを夫食の足よりつくべし蕪菁は麦より早く出来ぬるは麦より

取付迄の助と成る又春の内木の若芽或ハ草の内より食をくまき口と撰
と摘で夫くは製法し懐に入きて圍ひ置き又菜大根等手入の節扱を
る類々も集め置或ハ芋茎等多きを切捨るより之等より捨てば
干立貯へ置ハ夫食不足のとき大なる助と成るものあり或年のてある
は関東にて飢饉の節千石余の村方は富有の百姓なりて一村の飢人々
助けべきより地頭へ申立屋根替に始めり人々大は怪しむるし何
ぞ計らんや右の家ノ葺置の下の方をのぞく干芋茎を懸く村中へ
配り勿論米も相應に差出し一村の餓と助し由尤り大百姓のハ芋も多
く作きより外百姓ハ芋茎を畑に切捨る処此者を手作ハ勿論村中よく
切捨る芋茎をり取集め干立数十年の内屋根は葺置を置るものへ遂
に数千人の飢を救ひよる此事近頃のことなりハ役人厚く世話のつく飢

饑の備へし無難の事なり心掛をたゞし荒政要覽曰白人非五穀不生
 五穀尽而至糠粃糠粃尽而皮草根木葉於此束手待斃身依食無害草根
 木葉録之六

山牛房 藜藜 夏枯草 金盞花 蒼莖苗 黃豆苗 豇豆苗
 百合 麥門冬 苧根 苜蓿 老鴉赤 山蘿蔔 地參 草輪
 菜 雀麥 燕麥 黃精 蒲葷 苜蓿 芽菜根 瓜樓根 菊
 花 金銀花 萹蓄 木樨樹 自根樹 椽子樹 栢樹 皂莢
 樹 楮樹 柘榴樹 槐樹芽 榆錢樹 椴樹 榲桲
 右の數品食して害なく飢を凌ぐに甚く便なり此外より猶數多の品有
 り委しく救荒本草を見るべし又何もの草木もくも若葉を味曾し以
 て煮て食をねば毒なし飢饉の備へし常々分限は應じ味曾し貯るべし

又海草も食せる品なり分て荒布梶布の類の幾年間ひ置ても損なる
 事あり近年の助は至て重宝なり海邊き國々へ求めて貯へ置べし又領
 主地頭もくも年々困ひて民を救ふの一助とすなり又軍用にも備へべき
 事あり朝鮮國もくも飢饉の貯へし國王より命せしむる戸毎に海草
 と貯蓄する由あり

一 夫食貨の常例の事より非されども一國一郡隱をある損毛の夫食貯
 への有無を吟味せしめ男女老幼を分ち実を飢に及ぶべき者を探て作
 毛へ取付せよの日数を積り米を以て男の或合女を壹合又妻を以て男
 の四合女の或合粟稗を以て米同数の積りて以て救ふべし返納の年季
 と其節の吟味は依るも先づ五箇年より五箇年賦する
 一 飢夫食料を願ひ出るとは人の役人と差出し其家と軒別し改め米穀家

財等の貯への有無と巨細は吟味し農具の外弥賣代を以てべき品も在
体は相見へ飢餓に迫るは相違なくれば貸渡を尤も親類縁者の助力の
有無も是亦相見し助け合ふべき親類好身寺のりものを除くも多
吟味の仕方と総人数何程の内村役人寺院寺井は取續きの成べき高持
百姓等を除く飢人数の内何拾何人々親類縁者より助け合ふべきと相
省は残人数は貸渡を尤も六拾歳以上拾五歳以下の男を壹合扶持の積
りより女の内は入を十六歳より五拾九歳までの男を一日玄米貳合
女を壹合粟餅ハ之に准む表の男ハ四合女ハ貳合の積りより先づ日数
三十日分貸渡を代金を正四七十と四度勘定所へ書上置た下米直段
を以て冬夫食を十月の相場春夫食は正月の相場夏に至ると表作出来
は什貨渡さる然も若し子細りて夏貸渡は四月の相場を以て

代附やふし金蔵より請取て村々へ相渡を私領して右の四箇月書上
相場を多に下付其処の下米相場を用て貸渡をべし三十日過ぎの再
び夫食を願ひ三十日貸渡をてり續々九十日とも一同よを貸渡さ
ど返納を無利足りて翌年より五箇年賦上納を尤も五年より取米五
分以上の損毛は當とバ返納を二箇年延べ成り先送り送る多し夫食は生
命に拘り時刻を争ふ急務あれば自余の吏務と違ひ速くあると專要
と久油新く一萬一餓死等なれば後ハ胸と喉とも詮ふし早に吟味を遂
げ手技を記録取計へべきなり
拜借同書の振合ハ大概左の如し
河國河郡河村夫食拜借同書
総人数何千何百何十人

河國河郡河村夫食拜借同書

内 何十人
何十人

村役人并夫食才覚相成小者除之夫食願人敷
の内可成丈取續多分并親類助合有之者
吟味の上除之

一 飢人何百何十人

何国何郡

此記

何村 何村

男何百何十人

此夫食米何石何斗何升何合

但當何十二月三日より何正月二日迄日
数三十日分一人に付一日米貳合充

女何百何十人

内何十人 六十歳以上十五
歳以下の男入

此夫食米何石何斗何升何合

但日数右同前一日一
但人又付米一合充

合米何百何拾何百何斗何升

此代金何百何拾兩

但當何の十月何国何郡何町下
米直段金一兩に付何程替

但来何年より来々何年より七五ヶ
年賦金何程の込納の積り
注五ヶ年よ金高割合端本出る
注五ヶ年よ之と未年よ加ふべし

右々私作代官所何國何郡何村、當何の六月下旬より八月中迄度々の
大雨より何川通満水仕所と堤押切或は総越等より罷成田畑皆損其上家
居より数日水湛へ貯へ置小夫食押流し及飢難儀仕り小付夫食拜借被
仰付小様仕度音出水の節より追々願出小間親類好身のりの共助合致
し可成丈才覚手段罷成小者吟味の上除之実小及飢小者相親し小外書
面の通は正坐小尤も當前の難儀相凌ぎ膝手より可相成小へ共拜借金
相高往々返納難儀可仕小間何分相働き取續小様利害申内小へ共二終

の水損^{ノミ}に付^{ツキ}才覚^{サイカク}手段^{シユン}無^ク坐^マ何^ノ分^ノ拜借^{ハク}被^レ仰^ル不^レ被^レ下^ルと^シ飢^シ餓^ス迫^ル
農業^{ノウゲイ}より差^サ支^シへ実^ニ難^シ黙^シ止^メ奉^ル存^ル向^カ當^ノ荷^ノの十二^ニ日^ニ三^ニ日^ニより来^ル何^ノ
正月^ノ二^ニ日^ニを日^ノ数^ノ三十^ニ日^ニ分^ニ夫^ノ食^ノ代^ノ金^ノ在^ル貸^レ渡^ル被^レ下^ル様^ノ仕^レ度^ノ奉^ル存^ル亦^モ
私^ニ代^ノ官^ノ所^ノ何^ノ国^ノ何^ノ郡^ノ何^ノ町^ノ何^ノの十^ニ月^ニ書^レ上^ル下^ル米^ノ相^ノ場^ノ尚^モ又^モ糶^レ下^ル代^ノ金^ノ積^ル仕^レ
然^ル上^ニ右^ノ金^ノ何^ノ程^ノ私^ニ入^ル手^ノ形^ノを以^テ金^ノ蔵^ニより受^ル取^ル之^ノ貸^レ渡^ルし當^ノ何^ノ
金^ノ蔵^ニに勘^レ定^ル元^ノ拂^ルは租^ノ仕^レ上^ル返^ル納^ルの儀^ノを来^ル何^ノより何^ノより五^ケ年^ノ賦^レ被^レ仰^ル
付^レ書^レ面^ノ割^レ合^ル之^ノ通^ル取^ル立^ル之^ノ上^ニ納^ル仕^レ皆^ノ清^ノの即^ニ納^ル札^ノを以^テ私^ニ入^ル手^ノ形^ノ引^出ル^様
内^ニ證^レ文^ノ可^レ被^レ下^ル以上

年号何年月日

御勘定所

何之誰印

裏書定例の通り

一 種^{タネ}債^ノと種^{タネ}種^ノ麦^ノ種^ノとを凶^ノ年^ノより種^ノ無^キ之^ノ段^ノ願^レ出^ルと^シ種^ノ不^レ足^ルノ人^ノ數^ノ爲^ス
と吟^レ味^レ之^ノ逐^レげ及^テ別^ノ相^ノ改^メ晝^レ反^ル何^ノ程^ノ蔭^ノと極^メ種^ノ數^ノを調^ベ米^ノ直^レ代^ル
金^ノりて眞^レ渡^ルと直^レ段^ノと夫^ノ食^ノ同^ノ様^ノあり又^モ私^ニ領^ル米^ノと^シ種^ノ麦^ノと^シ正^レ穀^ノ
て貸^レしゆ^レ何^ノも種^ノ算^ノより三^割ノ利^ノ足^ト加^ヘ元^ノ金^ノ合^シて翌^ノ年^ノより
三^箇年^ノ賦^レ納^ルノ通^ル法^ノあり尤^モ金^ノ高^キ多^キと^シ五^ケ年^ノ賦^レ納^ルり三^割
ノ利^ノ付^レ高^キ利^ノノ様^ノあれども三^ケ年^ノは返^ル納^ルをれど一^割は當^ルり五^ケ年^ノは
納^ルまば六^分ノ利^ノは當^ルり勿^レ論^ス夫^ノ食^ノと違^ハ種^ノを一粒^ノ万^倍のりゆ^ノ眞^カ
の爲^メ利^ノ足^ト差^ト加^ヘる^もあり凡^ソ種^ノ種^ノ一^反又^モ六^七外^ニ充^テ蔭^キ麦^ノ一^反は
壹^斗位^ノ蔭^キ積^ルりあり吟^レ味^レノ仕^方と夫^ノ食^ノ同^ノ然^ルも惡^ク念^ト入^ルま^シと^シ札^ノを
拜^レ借^ル同^ノ書^ノの振^レ合^ルり大^ノ際^ノ左^ノのごとし

下総國香取郡村種麦拜借同書

覚

畑及別式百八拾式町六及壹畝九步

拾式町式及三畝步

内拾三町七及六畝廿六步

廿五町壹及三畝五步

一及別式百三拾壹町四及八畝八步

此種麦式百三拾壹石四斗八升三合

此代金七拾一高永百六拾壹文

外金廿三兩永百四拾八文三分

合金百兩壹分永五拾九文三分

諸引

屋敷及別除之

麦種有之百姓持高除之百姓

何村

但壹反及付種麦壹斗

但売麦所相場金壹高子付三石替

三割利金

但来庚年より来卯年中で五ヶ年賦返納壹ヶ年金廿兩充末年之廿兩壹分永六拾壹文八分六厘

右を私出代官所下慈國香取郡村々當成六月下旬より八月中中々度々の大雨より何川通り出水仕所々田堤押切又ハ堤越越し相成内郷の分も水湛へ田畑を勿論家居より水下相成敷日相浸り貯置外夫食種麦迄被押流當然及飢れ付少く相残り種麦等も當の夫食仕付付時節の時節は差向へへ仕付可申手段仕坐あ必至と差詰り種麦拜借被仰付被下小様一同願出申小依之一村限巨細吟味仕種麦少く有之分を逸く相除さ其外種麦を所持不仕れり高持百姓又可成取續き自分才覚相成り者ども相省き実才覚等難成及飢れ休の者持高吟味仕外書面の通りは正坐小依之荒麦相場所直段當七月中書上相場の上五斗安の積り糶下金壹兩一菜麦三石替の積りと以て書面の通りは正坐小間早速申渡被下小様仕度奉存然る上石金七

拾七兩水百六拾壹文私入手形を以ては金蔵より受取之貸渡し當成は
金蔵に勘定元拂組仕上げ返納の儀を三割の利金差加へ来束より卯
迄五箇年賦返納被仰村割合の通り年々取立之相納め皆済の節納札を
以て私入手形引出小様証文可被下依之奉伺以上

明和三戌年九月

何之誰 印

御勘定所

御裏書

表書の金七拾七兩水百六拾壹文其方入手形を以ては金蔵より受取
之貸渡し返納の儀を三割の利金差加へ来束より卯迄五ヶ年賦割合
の通相納め皆済の節納札を以て入手形引出し可被申下断と本文有
之小以上

戊九月

組頭連名印

吟味役連名印

勘定奉行連名印

何之誰殿

一困窮の村方肥代の拜借を願ひ出ると其の貸方と其所を用ひ来りたる
肥干鰯大豆小糠油柏等と村高より應代金銀より貸渡を尤も百姓高寺
の吟味を遂げ高廿石以上の百姓へも貸渡さざる定法あり名主庄屋た
りとも廿石以下より肥を求むる力の多かる者へも貸渡をばし吟味の仕
方と右品々壹及より用ゆる分量の定法あるを村々願高岡居け其
内何程を百姓自分より才覚の何程を貸し返納の儀を無利足
りて翌年より凡そ二ヶ年賦より致を乞し又模様より其年翌年とも

豊作^{ホウサク}を以^{もつ}カも暮^ツり返^マ納^ナとありては村^{ムラ}方^{カタ}の痛^{イタ}も亦^モ成^ナる程^{ほど}なり
翌^{ヨク}年^{ネン}一同^{イツドウ}も取^{トル}立^タるては何^{ナニ}も定^サりたる法^{ホウ}式^{シキ}を多^タくかへ其^{コノ}節^{セツ}の
時^{トキ}宜^{ヨシ}も随^ツひ百^{ヒャク}姓^{セイ}の難^{ナシ}儀^ギも亦^モ多^タく様^{ヨウ}取^{トル}計^{ケイ}を以^{もつ}て尤^{モト}も願^{ネガ}出^デる節^{セツ}は小^コ名^ナ
帳^{チヤウ}差^サ出^デとを銘^{メイ}と村^{ムラ}高^{タカ}と書^{カキ}記^ジさせ例^{レイ}年^{ネン}其^{コノ}村^{ムラ}より何^{ナニ}品^{ヒン}と壹^{イツ}及^ツも何^{ナニ}程^{ほど}充^ツ
入^{イル}ると云^{イハ}て及^ツ別^{ベツ}肥^ヒの負^イ数^{スウ}等^{トウ}と札^サを奪^{ウバ}しく吟^{イン}味^ミと云^{イハ}し

一^{ヒト}延^{エン}賣^{ヤウ}貸^カと云^{イハ}は其^{コノ}年^{ネン}物^{モノ}成^ナ皆^ツ成^ナ難^{ナシ}き由^{よし}と願^{ネガ}出^デまは其^{コノ}暮^ツの相^{ソウ}場^{バウ}を以^{もつ}て代^{ダイ}
金^{キン}銀^{ギン}も直^{チキ}し無^ム利^リ足^{ツク}りて貸^カ附^ツけ之^ノを翌^{ヨク}年^{ネン}も取^{トル}立^タて又^{マタ}其^{コノ}年^{ネン}より貸^カて先^{セン}繰^カ
り取^{トル}立^タるなり尤^{モト}も豊^{ホウ}年^{ネン}あれば吟^{イン}味^ミの上^ノ納^ナ切^キより致^シて右^{ミダ}の延^{エン}賣^{ヤウ}は先^{セン}年^{ネン}
中^{チュウ}遠^{エン}國^{クニ}内^ノよりつりしてて其^{コノ}暮^ツ翌^{ヨク}年^{ネン}相^{ソウ}場^{バウ}の高^{タカ}下^ゲより領^{リョウ}主^{シュ}地^チ頭^{トウ}百^{ヒャク}姓^{セイ}と
も相^{ソウ}上^{ジョウ}は慎^{シン}徳^{トク}を多^タくたててつりて困^{コン}窮^{キョウ}の百^{ヒャク}姓^{セイ}も其^{コノ}暮^ツの凌^{レイ}より甚^シど便^{ベン}
利^リよく大^{ダイ}は救^{キウ}助^{ジュ}の筋^{スジ}も成^ナる處^{トコロ}右^{ミダ}延^{エン}賣^{ヤウ}の分^{ブン}は先^{セン}年^{ネン}より永^{エイ}年^{ネン}賦^フり成^ナて

其^{コノ}後^{ノチ}延^{エン}賣^{ヤウ}相^{ソウ}上^{ジョウ}も今^{イマ}の料^{リョウ}外^{ガイ}も亦^モたてて成^ナり尤^{モト}も米^{ベイ}穀^{コク}の相^{ソウ}場^{バウ}は極^{キョク}あ
きとてハ雖^{イハ}ゆる春^{ハル}より夏^{ナツ}も掛^カてを先^マづハ高^{タカ}直^{チキ}もあるゆへ前^{マエ}冬^{トウ}の相^{ソウ}場^{バウ}も
て代^{ダイ}金^{キン}銀^{ギン}も直^{チキ}し翌^{ヨク}年^{ネン}春^{ハル}夏^{ナツ}も掛^カて敷^{シキ}の價^ネ高^{タカ}直^{チキ}も成^ナりて取^{トル}立^タてハ領^{リョウ}
主^{シュ}地^チ頭^{トウ}も損^{ソン}失^{シツ}の立^タて多^タきゆへ先^マ年^{ネン}古^コ法^{ホウ}を廢^{ヘイ}し延^{エン}賣^{ヤウ}の疊^{タガヤ}りハ永^{エイ}年^{ネン}賦^フり
成^ナり其^{コノ}後^{ノチ}止^{トメ}まるとて見^ミえり古^コハ漢^{カン}土^トもを常^{ジョウ}平^{ヘイ}倉^{ソウ}の法^{ホウ}より上^ノ
の損^{ソン}失^{シツ}と厭^{イハ}る民^{ミン}の窮^{キョウ}苦^クを救^{キウ}ひしてゆへり纒^{タガヤ}は價^ネの高^{タカ}下^ゲと論^{ロン}し延^{エン}賣^{ヤウ}
止^{トメ}まるとを自^ジ然^{ゼン}と下^ゲの難^{ナシ}儀^ギと成^ナべし勿^{ナク}論^{ロン}米^{ベイ}價^ネの高^{タカ}下^ゲと春^{ハル}夏^{ナツ}も至^ツり高^{タカ}
く成^ナり極^{キョク}りてても無^ムき困^{コン}窮^{キョウ}の百^{ヒャク}姓^{セイ}の凌^{レイ}の為^{ため}延^{エン}賣^{ヤウ}の法^{ホウ}今^{イマ}行^{ユク}て
らぞ仁^ニ政^{セイ}の端^{ハシ}も成^ナるを以^{もつ}て

正正地...
卷之六



改正補訂地方内録卷之六上

